

公益社団法人新潟法人会 総会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人新潟法人会（以下「本会」という。）の定款にめる社員総会（以下「総会」という。）に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 総会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (4) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していないときはその旨）
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、会長は、前条各号に掲げる事項を記載した書面及び総会参考書類、出席票ほか必要な書類をもって、総会の開催日の1週間前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 事業年度末日現在における正会員を、当該事業年度の終了後に招集される定時総会及び翌事業年度中に開催される臨時総会に関して議決権を有する正会員とする。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(正会員等の出席)

第6条 総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

2 正会員の代理人として総会に出席する者は、会場の受付において、第1項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 本会の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第4章 総会の議事

(議長)

第8条 議長は、会長がこれに当たり、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 第1項の会長が出席しないときは、その総会の議長は、定款第13条（理事の職務権限）に基づき、出席した副会長の中から選出する。
- 3 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
- (1) 正会員の代表者又はその従業員若しくはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
 - (2) 議長の指示に従わない者
 - (3) 総会の秩序を乱した者
- 4 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与える、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならぬ。

(開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第11条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第43条、第44条又は第49条第3項の規定により正会員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第14条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第15条 正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなときは直ちに却下することができる。

(採決)

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によるものもできる。
- 5 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した正会員の議決権の数)

第17条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した正会員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた正会員の議決権の数
- (3) 前号の議決権の数には、正会員からの委任状の数を含むものとする。ただし、委任状は総会開催日の前日までに提出されなければならない。

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第19条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第20条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第21条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、書面又は電磁的方法をもって別表に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(議事の結果の報告)

第23条 議長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、機関紙等に掲載するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第24条 総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第6章 雜則

(改廃)

第25条 この規則の改廃は、総会の決議をもって行う。ただし、軽微な事項については、会長の決裁で変更できるものとする。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

「別表」

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は正会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議をする事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
- 二 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 総会に出席した理事、監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

会費規程の一部改定

変更部分

現行	改定後
(会費の使途) 第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の <u>50%</u> 程度を当該年度の会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業、管理費に使用する。	(会費の使途) 第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の <u>20%以上</u> を当該年度の <u>公益目的事業</u> に使用する。
附 則 この規程は、平成23年10月3日から適用する。	附 則 この規程は、平成23年10月3日から適用する。 平成26年4月1日、一部改定する。